

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会（第10回）

出力制御のルール等について

2015年3月19日

佐藤 泉

出力抑制のルール等について、以下のとおり意見を述べます。

1. 再生可能エネルギーについて、出力制御をする場合のルール

(1) 出力制御の運用ルールを検討する前に、出力制御が許される要件を満たすかという点の確認ルールを明確化することが重要であると考える。

(2) 原則：電気事業者は、接続契約に基づき、全量を買取る義務がある（法5条1項）。すなわち、一般の再エネ発電事業者も、指定電気事業者制度の再エネ発電事業者も、原則として全量買い取り義務が存在する。

(3) 例外：回避措置をとっても、なお電気事業者の電気供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合。一般の再エネについては30日ルール、時間制ルール、指定電気事業者の場合は、無制限に、補償なく出力制御ができる。その範囲で買い取り義務が免除される。

(4) 出力制御が認められる要件

電気事業者は、以下の点を具体的に立証し説明しなければならないのではないかと考える。

① 予測される需要量

過去の同時期の需要量だけでなく、前日の天気予報、気象状況等から予測される需要量（最低でも30分単位、ドイツでは15分単位）

まず、制度の前提として、電気事業者が需要を正確に予測するシステムを構築していること、およびその内容を国民に説明すべきである。

② 予測される供給量

過去の同時期の需要量だけでなく、前日の天気予報、気象状況等から予測される再エネの発電量（最低でも30分単位、ドイツでは15分単位）

③ 需要量を上回るエリアと持続時間

④ 対応可能な回避措置の内容

火力発電の可能な限りの出力抑制量、揚水式発電の利用可能量、

広域連携線利用による対応可能量、需要側での措置、取引所での取引可能量特に市場の活用で対応が可能であるか否かは、重要な争点となるだろう。

⑤ 出力制御の公平性

出力制御が必要な場合、その量を、誰に、どう公平に振り分けたか同時に出力制御を行った、又はこれを検討した他の発電事業者がいた場合、その出力制御配分の基準及びその結果

日数制、時間制、指定電気事業者制のどの発電事業者も、公平に扱うことが適切であると考ええる。但し、系統の混雑の場所を考慮することは必要である。

公平に扱うことを優先するあまり、過度な出力抑制を行うことは違法であると考ええる。通年の公平性だけでなく、長期的な公平性を考慮する必要がある。

⑥ ①から⑤の予測が正しかったことを事後的に検証できる情報の提供

需要量、供給量の予測、回避措置の妥当性、出力制御妥当性・公平性については、事後的に検証される必要がある。そうでなければ、出力制御の妥当性が判断できない。

2. 出力制御可能量のバンキング・ボローイングについて

現行法では、出力制御は原則として禁止されている。

年間の不利益としての限度であり、バンキング・ボローイングは許されている不利益をさらに拡大するものであり、現行再エネ法に違反すると考える。

今後の法令改正、合意による契約変更があれば、バンキング・ボローイングは認められる可能性がある。しかし、再エネ発電事業者の経済的基盤が非常に不安定になるため、再エネ制度の趣旨に照らして合理性に欠けると考える。

3. 出力制御のルールが守られなかった場合の再エネ発電事業者への救済

(1) 債務不履行責任

再エネ発電事業者は、出力制御の指示を受けた場合、遅滞なくその合理性について説明を受ける。説明の結果、合理性が認められない場合、たとえ無償での出力制御可能量の範囲であっても、債務不履行（買取り義務違反）として損害賠償が請求できる。

これは、指定電気事業者においても同じである。

(2) 早期の救済

今後出力制御が頻繁に行われる場合、紛争が多発する可能性が高い。

出力制御が適法に行われたかについては、事実認定に専門性が高く、早期の判断が必要である。民事訴訟だけでなく、一般社団法人電力利用系統協議会（ESCJ）等の公的機関の関与・活用が求められる。また、仮に電気事業者が、立証する事実の一部について、営業秘密等を主張する場合には、インカメラ（裁判官・審判官等が秘密を守る前提での証拠提出）制度の活用も考えられる。

(3) 紛争の状況及びその結果についての公開

再生可能エネルギー制度について透明性を高める観点から、ESCJ 等の公的機関は、紛争解決のサービスの受け付け内容及びその結果について、公開すべきである。現在も、ESCJ の紛争処理概要はホームページにおいて公開されているが、今後はさらに出力制御の合理的な運用を明確にするため、詳細な情報開示が望まれる。

4. 国民に対する情報公開

(1) 指定電気事業者

施行規則 6 条 4 項について、指定電気事業者については、出力制御の日数、出力制御の時間帯の見通し及びその根拠を広く開示すべきであるとされている。しかし、その頻度及び方法、根拠の程度（情報の内容及び詳細さ）については必ずしも明らかではない。

1 年に 1 回程度であることはやむを得ないが、日数や時間帯よりも、その前提となる出力制御が必要となる根拠のデータを十分に開示すべきである。また、情報開示はインターネットで行うべきであるとする。

(2) その他の出力制御

その他の出力制御についても、国は出力制御が行われている状態を把握し、適切に公開すべきである。毎月、月締めでホームページに公表することが望ましい。

その際、出力制御の状況だけでなく、出力制御が必要であることを示す根拠データを十分に開示すべきである。

5. 接続可能量の見直しについて

再エネ法では、再生可能エネルギーは可能な限り接続させる必要がある。接続可能量は、固定的に計算できるものでもない。将来、電力需要が増加・減少した場合や原子力発電所が稼働しない状況が継続した場合などは、すでに接続している再エネ発電業者の出力制御可能量を見直し、可能な限り出力制御をしないという形で対応すべきである。

以上